

田野畑村地域企業経営持続化交付金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により売上高が減少した者や感染症拡大を防止するため自主的に休業等を行った村内事業者に対して田野畑村地域企業経営持続化交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、当該事業者の事業の継続を支援し、経営の安定を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 売上減少の場合 次のアからオまでのいずれの要件にも該当する者

ア 村内に事業所を有する商工業者であること。

イ 令和元年以前から事業により事業収入を得ており、引き続き村内において事業を継続する意思を有すること。

ウ 感染症の影響により、村内事業所における、令和2年3月から5月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年同月比20パーセント以上50パーセント未満減少した者（令和元年に法人を設立した者の対象月の売上高が、前年の月の平均の売上高に比して、20パーセント以上50パーセント未満減少した場合等を含む。）であること。

エ 国が給付する持続化給付金の給付要件を満たさない者であること。

オ 村税の滞納がないこと。

(2) 休業協力の場合 次のアからオまでのいずれの要件にも該当する者

ア 村内に事業所を有する商工業者であること。

イ 令和2年4月以前から事業により事業収入を得ており、引き続き村内において事業を継続する意思を有すること。

ウ 感染症拡大を防止するため、令和2年4月25日から同年5月6日の期間において、連続して5日以上自主休業、時短営業または営業形態の変更（飲食物の持ち帰りや宅配）を行った者であること。

エ 岩手県の休業要請（令和2年4月23日付け、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための緊急事態措置）の対象施設になっていないこと。

オ 村税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付金対象者に該当しないものとする。

(1) 政治団体または宗教上の組織若しくは団体

(2) 田野畑村暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団または役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号及び第4号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密着関係者である者

(3) (1)(2)に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし、支援金の交付が適当でないと村長が認

める者

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、1事業者あたり各号の当該額を合算した額とする。

(1) 売上減少の場合 次のアからイのいずれかに該当する額

ア 法人または団体 30万円

イ 個人事業者 20万円

(2) 休業協力の場合 次のアからウのいずれかに該当する額

ア 従業員2人以上 10万円

イ 従業員1人 5万円

ウ 村管理委託施設内で営業している者 3万円

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、村長が別に定める期間内に田野畑村地域企業経営持続化交付金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(1) 売上減少の場合

ア 令和元年分の確定申告書別表一または所得税青色申告決算書の控え、売上台帳等、対象年 月の売上高を証する書類の写し

イ 誓約書（様式第2号）

ウ ア、イに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(2) 休業協力の場合

ア 休業等の状況がわかる書類

イ 誓約書（様式第2号）

ウ ア、イに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、田野畑村地域企業経営持続化交付金交付決定通知書（様式第3号）または田野畑村地域企業経営持続化交付金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知のうえ、交付金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに交付金を交付するものとする。

(請求)

第6条 交付決定者は、田野畑村地域企業経営持続化交付金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

(支払)

第7条 村長は、前条の規定による請求があった場合は、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めるときは、速やかに指定の口座に交付するものとする。

(交付金の返還等)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を

取り消し、既に交付した交付金があるときは、その全部または一部に相当する額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定または交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき、または村長の指示に従わないとき

(報告及び調査)

第9条 村長は、交付金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者または交付決定または交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、または調査することができる。

2 申請者等は、前項の規定により村長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(失効)

第10条 この要綱は、令和2年8月31日を以てその効力を失うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。